

## 組合員カード利用規程

### (カードの発行)

- 第1条 いわて生活協同組合（以下いわて生協という）は、組合員に対し、組合員証を兼ねた「組合員カード」を発行します。組合員カードは組合員本人と組合員と同居または同一生計を営むご家族のみが使用できるものとし、他人に貸与・譲渡することはできません。
2. 組合員がいわて生協店舗などを利用するときは、組合員カードをレジに提示します。
  3. 組合員カードは組合員が脱退、除名されるまで有効とします。
  4. いわて生協は、生協加入時に1組合員に『組合員カード1枚、ミニカード1枚、チャージ式電子マネー機能付組合員カード「アイコープ・カード」(以下、「アイコープ・カード」という)1枚』を発行します。  
また、希望する組合員にはクレジット機能付組合員カード「アイコープ・トリプルカード」(以下、「アイコープ・トリプルカード」という)を発行します。
  5. アイコープ・カードの追加発行は、組合員が希望し、いわて生協と株式会社日専連ライフサービス（以下日専連）が認めた場合に行い、カードは郵送でお届けします。この場合、発行手数料としてカード1枚につき300円を申し受けます。
  6. アイコープ・トリプルカードは、組合員が希望し、いわて生協と日専連の入会審査を通ったときに発行され、カードは郵送でお届けします。入会金・年会費は無料です。  
このカードは、カード表面に印字された本人に限り利用できます。
  7. 組合員カードの再発行は、紛失・盗難等、いわて生協が認めた場合に行い、カードは郵送でお届けします。この場合、発行手数料として組合員カード1枚につき200円を申し受けます。  
アイコープ・カードの再発行は、紛失・盗難等、いわて生協と日専連が認めた場合に行い、カードは郵送でお届けします。この場合、発行手数料としてカード1枚につき300円を申し受けます。  
アイコープ・トリプルカードの再発行は、紛失・盗難等、所定の再発行手続きを経て、いわて生協と日専連が認めた場合に行い、カードは郵送でお届けします。この場合、発行手数料は無料とします。

### (カード特典)

- 第2条 いわて生協は、組合員に対し店舗利用高に応じたポイントを付与します。また、店舗利用高割戻のための店舗年間（3月21日～翌年3月20日）利用高は、組合員カードにより集計します。
2. ポイント及び店舗年間利用高加算は、いわて生協全店舗で行います。ご精算前にレジに組合員カードを提示いただいた場合を原則とし、付与・加算します。
  3. 以下のご利用商品は、ポイント及び店舗年間利用高加算の対象となりません。
    - (1) 売場：専門店（テナント）、催事等
    - (2) 商品：たばこ、商品券、ギフト券、プリペイドカード、切手・印紙等の金券類、箱代、DPE等の取次ぎ商品等
    - (3) その他いわて生協がポイントならびに利用高割戻対象外と指定する売場、商品、役務、売掛の入金等
  4. ポイントの付与と利用については、次の通りとします。
    - (1) いわて生協は、レジで組合員カードを提示いただいた場合、お買上げ金額100円につき1ポイントを付与します。また、電子マネー機能付組合員カードでチャージ（入金）いただいた場合は、入金1,000円につき1ポイントを付与します。
    - (2) その他、利用に応じてポイントを付与する場合があります。
    - (3) 累計ポイントが600ポイントで、300円の【お買い物割引券】を発行いたします。【お

【買い物割引券】は、換金やお釣りの対象になりません。

- (4) 【お買い物割引券】の有効期限は、発行日から1年間とします。
  - (5) 累計ポイントは、組合員カード最終提示日から1年間以上提示がなかった場合、自動的に消滅します。
  - (6) 店舗年間利用高は、事業年度（3月21日～翌年3月20日）毎に利用高割戻の対象金額とします。
  - (7) 利用割戻しの実施有無と割戻率は、その事業年度の経営状態より総代会において決定します。
5. 累計ポイントと店舗年間利用高累計のレシートへの表示は、次の通りとします。
- (1) ポイントは、商品購入時レジで発行されるレシートに当日ポイントと累計ポイント（当日分含み）が表示されます。
  - (2) 店舗年間利用高累計は、商品購入時レジで発行されるレシートに、当日までの利用高累計を表示します。

#### （カード紛失・盗難）

第3条 組合員は、組合員カードを盗難・紛失した場合、すみやかにいわて生協へ届出なければなりません。

アイコープ・カードを盗難・紛失した場合には、くわえて日専連（022-263-4006）に届出なければなりません。届出がない場合、組合員が被る損失について、いわて生協は責任を負いません。

アイコープ・トリプルカードを盗難・紛失した場合には、日専連コールセンター（月曜～金曜：9：30～17：30 022-267-9222、17：30～および土・日・祝 022-211-9444）ならびに最寄りの警察へ届出なければなりません。

2. 届出以前に600ポイントに達し、【お買い物割引券】とポイント交換が行われた場合、いわて生協はその責任を負いません。
3. 届出の有無に関わらず、電子マネー機能付組合員カードの電子マネー（バリュー）残高については、いわて生協ならびに日専連はその責任を負いません。
4. 盗難・紛失の場合は、ポイント及び店舗年間利用高は引き続き有効とします。

#### （カード情報の変更と管理、情報提供）

第4条 組合員情報の管理は、いわて生協の「個人情報保護方針」等に基づいて行います。

2. 組合員は、住所、氏名、電話番号の変更があった場合、すみやかにいわて生協へ届けなければなりません。
3. 買上げ商品等の情報は、いわて生協が登録・管理利用することを予め了解されたものとします。
4. いわて生協および関連会社は、組合員に対し、広告印刷物等の送付および電話等による情報提供を行うことを予め了解されたものとします。

#### （ポイント及び店舗年間利用高の消滅）

第5条 組合員が次の何れかに該当した場合は、ポイント及び店舗年間利用高等のすべてのカード特典が無効となり、それまでのポイント及び店舗年間利用高は消滅します。

- (1) 本きまりに違反した場合
- (2) いわて生協を脱退した場合
- (3) カードを変造した場合
- (4) カードを不正使用した場合

#### （返品時の処理）

第6条 組合員は、お買上げ商品を返品する場合、レシートとともに組合員カードを提示しなければなりません。

2. 返品商品分のポイント及び店舗年間利用高実績は、減じます。

(アイコープ・カード利用約款・トリプルカード会員規約)

第7条 この規程のほか、アイコープ・カードは「日専連プリペイドカード利用約款」、アイコープ・トリプルカードは「アイコープ・トリプルカード会員規約」に詳しく定めます

付則

(解釈上の疑義)

第1条 この規程に関する解釈上の疑義は、店舗事業担当役員が決定します。

(改廃)

第2条 この規程の改廃ならびに特典内容の変更は、店舗事業担当役員が起案し常務理事会が決定します。

(施行日)

第3条 この規程は、2002年9月21日施行します。

この規程は、2010年2月9日一部改訂し施行します。

この規程は、2011年7月4日一部改訂し施行します。

この規程は、2016年8月30日一部改訂し施行します。

この規程は、2018年3月1日より一部改訂し施行します(電子マネー機能付組合員カードなど)。

この規程は、2021年8月1日より一部改訂し施行します(クレジット機能付組合員カードなど)。